

J A 前橋市行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定し実行する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員 1人以上取得

女性職員 取得率を90%以上

<対策>

●毎年11月

現行制度の周知を図るとともに、法改正等があった場合についてもその都度周知を図る。

目標2：所定外労働の削減に向けた措置

<対策>

●毎月（最低2営業日）

ノー残業デーの定着。

●毎年3月～4月

一般職・管理職の意識改革を図る。

目標3：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を目的とした取組を行う

<対策>

●毎年3月～4月

年次有給休暇の取得促進。

管理職の意識改革を図る。

目標4：育児(介護)休業者への職場復帰支援

<対策>

●毎月（HPの広報誌情報更新）

広報誌等の送付により、スムーズに職場復帰できるよう支援する。